

特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム

令和 2 年度定時総会 資料集

1. 令和 1 年度業務日誌	P 1
2. 令和 1 年度差止請求・申し入れ・問い合わせ一覧	P 2
3. 平安閣エヌピーオー互助会解約金条項差止請求訴訟判決報告	P 3
4. 令和 1 年度消費者情報受付記録	P 9
5. 2020.7.31 消費者契約に関する検討会の方向性についての意見書	P 10
6. 2019.12.2 定時総会来賓講演	P 14
7. 2020.10.12 消費者のつどい	P 20
8. ニュースレター2020 ① 2020.9.1 発行	P 21

令和 1 年度 差し止め請求・申し入れ・お問い合わせ一覧

(2019.11.01.～2020.10.31.)

対象事業者の名称	差し止め請求・申し入れ・問い合わせの概要	実施日	活動内容と対応・結果等
アシェット・コレクションズ・ジャパン(株)	分かり易い表示への改正を求めた	2020.6.30	再度の申入れ書送付
		2020.9.28	回答
(株)ディアゴスティーニ・ジャパン	分かり易い表示への改正を求めた	2020.6.30	申入れ終了
式会社平安閣エヌピーオー互助会	福岡高裁へ控訴(互助契約約款の差止を請求)	2019.12.3	第 2 回期日 3 名
		2020.2.14	第 3 回期日 4 名
		2020.3.17	第 4 回期日結審 3 名
		2020.5.27	判決言い渡し期日 2 名
		2020.6.9	最高裁へ上告受理申し立て
(有)山陽ペットガーデン	特別販売契約書の一部削除	2020.2.17	連絡書送付
LINE モバイル	貸出機に関する同意書兼受領書について 問い合わせ	2019.12.13	回答
		2020.11.10	再度問合わせ書送付

佐賀消費者フォーラム令和1年度 業務日誌

seq	日付	曜日	内容	場所	参加者	参加人数	区分
1	2019/11/18	月	第1回理事会	佐賀市民活動プラザ	理事5、監事1、事務局2	8	
2	2019/12/2	月	令和元年度定時総会	佐賀市民活動プラザ	会員79(本人24、書面38、委任17)	79	
3	2019/12/3	火	事務所引っ越し	事務所	事務局2	2	
4	2019/12/3	火	平安閣エヌピーオー互助会控訴審第2回期日	福岡高裁	福島、朝見、片岡	3	
5	2019/12/11	水	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員7、事務局1	8	
6	2020/1/15	水	第三者調査	事務所	調査人1、理事1、事務局2	4	
7	2020/1/27	月	第2回理事会	佐賀市民活動プラザ	理事5、事務局1	6	
8	2020/2/12	水	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員9	9	
9	2020/2/14	金	平安閣エヌピーオー互助会控訴審第3回期日	福岡高裁	福島、朝見、片岡、富永	4	
10	2020/2/15	土	佐賀市消費者フェア・消費者110番	佐賀市メートプラザ	理事2、検討委員1、事務局1	4	
11	2020/3/17	火	平安閣エヌピーオー互助会控訴審第4回期日	福岡高裁	福島、朝見、片岡	3	
12	2020/5/19	火	第3回理事会(電子メール)	電子メール	理事5、監事1、事務局2	8	
13	2020/5/27	水	平安閣エヌピーオー互助会控訴審判決言渡期日	福岡高裁	福島、朝見	2	
14	2020/6/4	火	臨時理事会(電子メール)	電子メール	理事5、監事1、事務局2	8	
15	2020/6/5	水	平安閣エヌピーオー互助会訴訟上告受理申立	最高裁	理事5、監事1、事務局2	8	
16	2020/6/10	水	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員5	5	
17	2020/6/22	月	第4回理事会	佐賀市民活動プラザ	理事5、監事1、事務局2	8	
18	2020/7/28	金	消費者庁消費者契約に関する検討会についての意見書送付	事務所	事務局	1	
19	2020/7/28	火	臨時理事会(電子メール)	電子メール	理事5、監事1、事務局2	8	
20	2020/8/5	水	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員8、事務局1	9	
21	2020/8/19	水	佐賀県第1回消費生活相談員等レベルアップ研修会	アバンセ	事務局	1	
22	2020/8/24	月	第5回理事会	佐賀市民活動プラザ	理事5、監事1、事務局1	7	
23	2020/9/5	土	適格消費者団体連絡協議会	オンライン	理事2、事務局1	3	
24	2020/9/25	金	佐賀県第2回消費生活相談員等レベルアップ研修会	アバンセ	事務局	1	
25	2020/9/28	月	第6回理事会	佐賀市民活動プラザ	理事5、監事1、事務局2	8	
26	2020/10/12	火	第9回消費者の集い	佐賀市民活動プラザ	理事5、監事1、事務局2、一般参加24	32	
27	2020/10/14	水	検討委員会	佐賀県弁護士会館	検討委員8	8	
28	2020/10/16	金	佐賀県第3回消費生活相談員等レベルアップ研修会	アバンセ	理事1、事務局1	2	

適格消費者団体 非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム 報告

2020 年 8 月 28 日

佐賀消費者フォーラム副理事長 福島和代
(検討委員会委員長)

【株式会社平安閣エヌピーオー互助会に対する解約金条項差止請求訴訟の控訴審判決報告】

1 消費者契約法41条書面 平成28年9月27日に到達

2 訴え提起 平成28年12月5日 佐賀地裁に提訴。

互助会契約約款の中途解約金条項が平均的損害を上回る違約金を徴収する内容であるため、消費者契約法 9 条 1 号、10 条により無効、約款使用の差止を求めて訴訟提起

3 争点

中途解約について、約款の違約金条項が消費者契約法 9 条 1 号、10 条に反するか。

主に、約款の定める解約手数料が消費者契約法 9 条 1 号の平均的損害の額を超えるか。

原告は個々の契約と関連性ある損害のみが「平均的損害」とであると主張。

被告は全ての経費の合計額を契約件数で除した額をもって平均的損害と主張。

4 第一審の審理経過

合計 13 回の期日が開かれた。うち、弁論期日は 2 回。

原告から、求釈明、文書提出命令の申立てを行い、被告の直近 2 年の損益計算書は被告から任意に提出され、年間の解約件数、解約手数料の収益、積立金の運用益が判明。

5 一審判決 2019年6月14日

① 互助会契約について

「本互助会契約は、各会員が、将来行う冠婚葬祭の際、多額の出費が必要になることに備えて、数千円程度の比較的少額な月掛け金を前払いする方法で積立を行い、最終的には契約金額（積立金の合計金額）よりも高額な費用を要する儀式の施行を受けるというものである（甲 9）。現実には儀式を施行する時期は不確定であり、あらかじめ予測することが困難な場合も多い。そうすると、互助会を構成する会員が一定数確保され、会員からの積立金が蓄積されることにより、常時、その一部を利用して、契約金額を上回る金額のサービス等を当該会員に提供できる状態にあることが、互助会制度を利用していく上で不可欠となる。」とした（原

判決 11 頁 (2) 検討 ア 本件互助会契約の内容 (7) 互助会の性格)。

② 消費者契約法 9 条 1 号の平均的損害について

「法 9 条 1 号の「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額を指し、具体的には、解除の時期により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の平均値をいうものと解される。」

ここまでは条文と同じ。

そして、平均的損害の算定方法について、

「本件については、訴えが提起された直前の 1 年間である基準年度に生じた費用をもって、被告に生じる損害の額の平均値を算定することが可能である。」とした。

個別の損害費目については、人件費、手数料、電話代、交通費、会報誌作成費用、営業用建物費用、印刷代、加入者証郵送費、月掛金の集金費用、保証料、会報誌作成費用、会員管理費、完納通知費用全てについて、平均的損害と認めた。

③ 消費者契約法 10 条該当性について

本件解約金条項の定める解約手数料は、消費者契約法 9 条 1 号に定める平均的損害の額を超えないため、任意規定による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重するものではない、とした。

6 控訴審 (福岡高裁第 4 民事部令和元年(ネ)第 456 号)

控訴理由

① 互助会制度についての事実誤認

「最終的には契約金額(積立金の合計金額)よりも高額な費用を要する儀式の施行を受けるというものである」との認定は、事実誤認。

原判決は根拠として、甲第 9 号証(互助会入会を勧誘するパンフレット)を指摘するが、自身が作成したパンフレットをそのまま証拠として、何ら客観的証拠に基づかずに事実と認定しており、事実誤認。

甲第 9 号証では、互助会セット一式、非会員価格 978,300 円、おもてなし費用非会員価格 282,230 円とし、非会員価格合計 1,265,530 円であるところ、会員価格では、887,230 円になると表記している。

しかし、平成 24 年 2 月 3 日付で消費者庁が公表した「葬儀事業者における葬儀費用に係る表示の適性化について」ニュースリリースでは(甲 22)、葬儀業者の価格表示に景品表示法 4 条 1 項 2 号有利誤認に違反するおそれがあるとして注意喚起している。

その中で、「会員登録すれば通常価格から値引きすると表示していたが、実際には、誰でも容易に会員費用で葬儀を行うことができるものであり、非会員に適用される費用の適用実績がほとんどなかったもの」が報告されている。

被控訴人の互助会契約も、一定期間積立を経て初めて利用可能となるのではなく、わずかな早期利用費を支払えば、直ちに会員となって会員価格を利用できる。したがって、実際には、景品表示法4条1項2号の有利誤認表示に該当するおそれが極めて高い。

また、互助会を利用しても実際に役務提供を受ける場合には差額の負担が発生し、被控訴人は挙式(役務提供)について責任を負わない。

② 消費者契約法9条1号の平均的損害についての法令解釈・適用の誤り

ア 差額説

消費者契約法9条1号は、民法420条の特則。民法420条は、債務不履行による債権者の損害賠償の請求を簡易にし、もって債務の履行を確保するもの。

消費者契約法9条1号は、事業者が過大な損害賠償額を予定した約款を定めた場合に、民法第420条の規定の適用如何にかかわらず、当該事業者が生ずべき平均的損害の額を超える額の支払を消費者に請求することができず、その超過部分を無効とするとした。

消費者契約法9条1号の「平均的損害」については、解約によって事業者が民法416条の定める損害の発生が立証されなければならない。

この点、原判決は、平均的損害の算定方法について、「本件については、訴えが提起された直前の1年間である基準年度に生じた費用をもって、被告に生じる損害の額の平均値を算定することが可能である。」と判示しているが、個々の契約の解約の前後で、被控訴人の営業活動にかかる全体のコストが増減することはなく、仮に増減したとしても個々の契約と関連する差額を特定することはできず、「損害」、すなわち、「もし解約がなかったとしたならばあるべき利益状態と解約がなされた現在の利益状態との差」は生じていない。原判決が判示するような、訴えが提起された直前の1年間である基準年度に生じた費用をもって、直ちに、被告に生じる損害の額の平均値を算定することはできない。

イ 相当因果関係論

「平均的な損害」は、「当該消費者契約の当事者たる個々の事業者が生じる損害の額」の「平均」である。したがって、「平均的な損害」の解釈にあたっては、当該解除と相当因果関係(関連性)のある費目の平均値に限られる。

違約金の合意がない場合の契約解約において、損害として相当因果関係が認められない交通費、人件費、広告宣伝費、電話料、営業用建物の使用に関する費用等は「平均的損害」に含まれない。ここまで認めると、民法416条の相当因果関係による損害賠償の範囲を超える賠償額の予定を認めることになる。消費者契約法9条1号が民法420条の特則として置かれた趣旨に反し、事業者が契約者の積立金を自由に経費計上することを認めることになり、消費者契約法9条1号の解釈としては明らかに間違っている。

ウ 積立金の運用利益との損益相殺がされていない

民法上、損害賠償の範囲を定める当然の事理として、損益相殺が認められる。

互助会契約締結によって事業者から消費者への役務の提供がない一方で、事業者は、会員である消費者からの積立金を運用して、運用益を得ることを目的としている。被控訴人の損益計算書（乙33、34）によれば、被控訴人は、平成26年度に受取利息2億736万9184円を、平成27年度に2億939万142円の受取利息を営業外収益として得ている。この多額の営業外収益は、被控訴人が会員に何の役務提供もせずに、会員の積立金を運用して得たものである。原判決は、被控訴人が積立金を運用して得た利益を控除せずに損害を認定している。

③ 個別の損害費目について

原判決は、人件費、手数料、電話代、交通費、会報誌作成費用、営業用建物費用、印刷代、加入者証郵送費、月掛金の集金費用、保証料、会報誌作成費用、会員管理費、完納通知費用全てについて、互助会制度を維持するため、役務の提供のために、会員数が一定数確保されることが不可欠であるとし、会員募集にかかる人件費、手数料、会員管理にかかる人件費を平均的損害に含めるとする。

しかし、「互助会制度を維持するため、役務の提供のために、会員数が一定数確保されることが不可欠である」との判断に根拠がなく、単に、営業の継続のために一定の売上が継続的に必要であるという、事業者として当たり前のことを、まるで被控訴人に特有な特別な事情であるかのように原判決は誤認している。

しかも、個々の契約と、被控訴人の営業活動にかかるコストの増減とは因果関係がなく、個々の契約にどれだけのコストが生じているのか特定することもできない。

ア 人件費、手数料

個々の互助会契約の解約に伴って当然負担せざるをえなくなるものではなく、被控訴人と各従業員、委託先との間の契約に基いて支出されるもの。個々の互助会契約の解約と相当因果関係(関連性)なし。

イ 電話代、交通費、会報誌作成費用、営業用建物費用、印刷代、加入者証郵送費、月掛金の集金費用、保証料、会報誌作成費用、会員管理費、完納通知費用

個々の契約と、被控訴人の営業活動にかかるコストの増減とは因果関係がなく、個々の契約にどれだけのコストが生じているのか特定することはできない。両者に相当因果関係(関連性)はなく、営業用建物の使用に関する費用を平均的損害に含めることはできない。

7 控訴審判決 令和2年5月27日言渡し(判決書添付)

① 消費者契約法9条1号「平均的な損害」の範囲

「法9条1号の「平均的な損害」とは、当該当事者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額をいい、具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該当事者に生じる損害の額の平均値というものと解される。

本件においては、会員から冠婚葬祭の施行の請求がされる前に会員によって本件互助会契約が解除される場合に、解約に伴い被控訴人に生じる損害の額の平均値が問題となるところ、上記損害は、解約に伴い生じるものに限られるから、解約との間に相当因果関係が認められる必要があるというべきである。そして、損害の額の平均値については、被控訴人が基準年度に支出した費用を基に、契約1口当たりの損害額を算出するのが相当である。」

⇒解約と損害との間に、民法416条の相当因果関係が認められる必要があるとして、原審よりも平均的損害の範囲を限定した。

② 具体的あてはめ(別紙に一覧表添付)

ア 契約締結前の会員募集に要する費用

平均的損害に含まれない。これら費用のうち、契約締結に至った魁

夷の募集に関する費用に限っても同様。

イ 契約締結に要する費用

平均的損害に含まれる。ただし、営業用建物は含まれない。

ウ 会員管理に要する費用

平均的損害に含まれる。

ただし、営業用建物は含まれない。

会員募集に関する費用のうち契約に至ったものを除いたものは、平均的損害に含まれない。

エ 解約手続に要する費用

平均的損害に含まれる。

③ 消費者契約法 10 条該当性

消費者契約法 10 条に該当するとはいえない。

8 上告審 佐賀消費者フォーラム 2020年6月9日 上告受理申立て。

7月30日 上告受理申立て理由書 提出。

平安閣も、6月8日付で上告及上告受理申立て。

ただし、平安閣の上告は、上告理由書を提出しておらず、8月25日に上告却下決定されている。

以上

【R1年度 消費者情報受付記録】

R1年11月1日～R2年10月31日

No.	日時	情報	相手先	相談内容	事務局、対応担当者	検討
1	R2.2.15	消費者110番	女性	訪問リフォーム業者に60万円払った後途中で作業をやめて来なくなった	弁護士より回答 債務不履行により返金請求できる。	
2	R2.2.15	消費者110番	女性	テレビショッピングで今から30分間半額で申し込み、商品送られて「30分を過ぎていた」として通常料金を請求された	弁護士より回答 代金の合意がないため返品をしてもらえ	
3	R2.2.15	消費者110番	女性	電話会社乗り換えで安くなるといわれ契約したが安くないので、解約申入れてもモデムを回収に来ないで違約金まで請求	弁護士より回答 契約書面で確認すること。問題が起きたら消費生活センター	
4	R2.2.15	消費者110番	女性	携帯のショートメールに架空請求。電話して名前と電話を聞かれた。その後何も返信がない。	弁護士より回答 督促文書が届いたら消費生活センターに相談を。	
5	R2.2.29	ホームページ	ツジ マサユキ	さが桜マラソンのコロナで中止に伴う返金について、申し込み規約は消費者契約法上問題ないか調査を。	当会検討委員会で検討する旨回答。	
6	R2.6.2	電話	男性	平安閣訴訟福岡高裁判決の新聞記事を見て、友人が互助会の契約をしているが、解約料が高いと言っている。この判決でどうなるのか。	まだ判決が確定したわけではない。判決が変わらなければ一定額解約料引き下げは認められると回	
7	R2.8.12	電話	男性	インターネットで子供が脱毛商品を注文して、業者にクーリングオフを申し出たら、「ネット通販はできない」と言われた。	県消費生活センターを紹介	
8	R2.9.1	電話	女性	自宅でリンパエステをできるとの話で福岡の業者と7年契約で仮契約してしまい、解約の申し入れしたがクーリングオフはできないと言われた。	県消費生活センターを紹介	

2020年7月31日 12時時点

2020年（令和2年）7月31日

消費者庁長官 伊藤 明子 殿

消費者契約に関する検討会 座長 山本 敬三 殿

適格消費者団体 えひめ消費者ネット

適格消費者団体 京都消費者契約ネットワーク

適格消費者団体 埼玉消費者被害をなくす会

適格消費者団体 佐賀消費者フォーラム

適格消費者団体 消費者機構日本

適格消費者団体 消費者支援かながわ

適格消費者団体 消費者支援機構関西

適格消費者団体 消費者支援機構福岡

適格消費者団体 消費者支援ネットくまもと

適格消費者団体 消費者市民ネットとうほく

適格消費者団体 消費者支援ネット北海道

適格消費者団体 消費者ネットおかやま

適格消費者団体 消費者被害防止ネットワーク東海

適格消費者団体 全国消費生活相談員協会

（団体名の50音順）

消費者契約に関する検討会の方向性についての意見書

（主として「平均的な損害の額」の立証負担の軽減について）

第1 意見の趣旨

- 1 消費者契約法（以下「法」という。）9条1号に関する問題点を根本的に解決するため、立証責任を事業者側へ転換すべきである。
- 2 推定規定の創設には、積極的には賛成しない。
- 3 積極否認の特則規定の創設に賛成である。ただし、規定を実効化するためには、義務違反に際して制裁規定を設けるべきである。
- 4 文書提出命令の特則規定の創設に賛成である。ただし、その利用主体は適格消費者団体に限定すべきではない。
- 5 適格消費者団体による実体法上の資料提出請求権の創設に賛成である。
- 6 平均的な損害の意義を明らかにし、損害の範囲を適切に限定する法改正について検討すべきである。

第2 意見の理由

1 消費者相談の件数が高止まりしていること

近年の消費生活相談のうち、解約料に関するものをみると、平成28年度から平成30年度にかけて約32,000件～36,000件の高水準で推移している¹。その内訳は、インターネット回線やスマートフォンの通信契約、モバイル通信契約の解約料についての相談が中心であるが²、結婚式場のキャンセル料に関するトラブルに関するもの等、その他のものも多く寄せられている³。

相談件数が高止まりしている背景には、解約料に関して規定した法9条1号が機能不全に陥っていることが挙げられる。すなわち、法9条1号は、「平均的な損害の額」を超える違約金等の条項を無効とするが、「平均的な損害の額」は事業者固有の事情であり、資料は事業者が保有しているため、消費者が立証することは困難である。にもかかわらず、現在の判例及び訴訟実務では、基本的に消費者が主張・立証責任を負うものとされている⁴。法9条1号の機能不全を解消し、現状を改善するためには、主として平均的な損害の額の立証責任につき、以下の対応がなされるべきである。

2 意見の趣旨1（立証責任の転換）について

法9条1号が機能不全化している根本的な原因は、「平均的な損害の額」を判断基準とする一方で、算定根拠の提出等について事業者が積極的な義務を負わないという現行法の建付けにある。したがって、問題を根本的に解決するため、立証責任を事業者側へ転換すべきである。

3 意見の趣旨2（推定規定の創設）について

消費者庁は、「同種の事業者」に生ずべき平均的な損害の額を「当該事業者」に生ずべき平均的な損害の額を推定する規律を設けることを提案しつつ、機能する場面は限定的ではないかと疑問を呈する⁵。

確かに、上記の推定規定によると、標準約款がない業界の場合や、標準約款自体が高額な解約料を設定している業界の場合、消費者の立証責任の負担は軽減されない。また、同種性の争点をめぐりかえって争いが長期化する可能性もある。したがって、推定規定を設けることには、積極的には賛成しない。

¹ 国民生活センター報道発表資料「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例等」（令和2年3月18日）。

² 注1，3頁。

³ 国民生活センター報道発表資料「1年以上先の結婚式のキャンセルなのにキャンセル料が高額？」（平成28年3月5日公表）、「トラブルになってからでは遅い！結婚式トラブルへの備えとは一キャンセル料」「打合せ不足」に関するトラブルが後を絶ちません」（平成27年11月5日）

⁴ 大学の授業料の返還に関する最判平成18年11月27日民集60巻9号3437頁。

⁵ 検討会第6回資料1，8頁。

4 意見の趣旨3（積極否認の特則）について

消費者庁は、特許法104条の2を参考にして、積極否認の特則規定を設けることを提案する。また、努力義務として、「事業者は解約料の条項を用いる場合には、その根拠を直ちに示すことができるように努めなければならない」旨の規定を設けることを提案する⁶。

積極否認の特則は、消費者の立証負担を一定程度軽減することを可能とするものであり、賛成である。上記努力義務規定を置くことには反対するものではないが、規定を実効化するためには、義務違反に際して制裁規定を設けるべきである。

5 意見の趣旨4（文書提出命令の特則）について

消費者庁は、事業者が「平均的な損害の額」の算定根拠として用いた資料を裁判所に提出する規律や（検討の方向性②）⁷、会計帳簿を裁判所に提供する規律（検討の方向性③）⁸を設けること、秘密保持命令を課す規律及び特則規定の利用主体を適格消費者団体に限定したうえで、インカメラ手続を導入すること（検討の方向性④）⁹を提案する。

文書提出命令の特則を設けることは、現状を改善する選択肢の一つと評価できるものであり、賛成である（検討の方向性②）。ただし、会計帳簿のみでは平均的な損害の額は算定できないので、提出対象を会計帳簿に限定することには反対する（検討の方向性③）。

また、秘密保持命令及びインカメラ手続を導入することには反対しないが、そのことと主体を限定することは論理必然の関係にはない。したがって、特則の利用主体は、広く一般消費者を含むものとすべきである（検討の方向性④）。

6 意見の趣旨5（適格消費者団体の実体法上の資料提出請求権）について

消費者庁は、「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高いことを要件として定めた場合、適格消費者団体が実質的に同じ内容の立証を二度行うこととなり、立証負担が軽減されない可能性があるとして、どのような要件を設けるべきか検討すべきとする¹⁰。

この点、適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定を受け、消費者庁の監督の下、守秘義務その他の規定の遵守が義務付けられるとともに、適格消費者団体の役員等は、差止関係業務に関して秘密保持義務を負っており（法25条）、この義務は罰則により担保されている（法50条2号）。さらに、濫用的な差止請求及び被害回復関係業務を実施することができない（法12条の2第1項1号）。このような

⁶ 検討会第6回資料1，14頁。

⁷ 検討会第6回資料1，19頁。

⁸ 検討会第6回資料1，20頁。

⁹ 検討会第6回資料1，24頁。

¹⁰ 検討会第6回資料1，27頁。

2020年7月31日12時時点

規定が存在する以上、主体を適格消費者団体に限定するのであれば、厳格な要件は不要と考える。

7 意見の趣旨6（平均的な損害の意義）について

消費者庁は、平均的な損害の額につき十分な検討を行っていない。しかし、資料提出に関する規定を設けるとしても、いかなる損害類型において具体的などのような資料が必要かは、前提として、「平均的な損害」とは何かを明らかにしなければ特定し得ない。

平均的な損害の額の意義について検討が必要であることは、平尾委員をはじめ多くの検討会委員が言及している。そこで、平均的な損害の意義を明らかにし、損害の範囲を適切に限定する法改正について検討すべきである。

以 上

本件についての問い合わせ先

特定非営利活動法人消費者機構日本

(担当 磯辺)

電話 03-5212-3066、fax 03-5216-6077

E-mail isobe@coj.gr.jp

令和元年12月2日佐賀消費生活者フォーラム定時総会 来賓講演

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構福岡
理事長 朝見 行弘

差止請求訴訟

2019年（令和元年）12月2日

1

[illegible][illegible]

適格消費者団体による差止請求を定める4つの法律

- ・消費者契約法 (消契12条)
 - = 不当勧誘行為 (同4条1項~3項)
 - = 不当契約条項 (同8条~10条)
- ・特定商取引法
 - = 不当勧誘行為 (特商58条の18, 58条の20~24)
 - = 不当契約条項 (同58条の18, 58条の20~24)
 - = 優良誤認表示行為 (同58条の19 (通商販売))
 - = 有利誤認表示行為 (同 (通商販売))
- ・景品表示法 (景表30条1項)
 - = 優良誤認表示行為 (同項1号)
 - = 有利誤認表示行為 (同項2号)
- ・食品表示法 (食表11条)
 - = 不当表示行為 (同4条1項1号)



消費者庁
消費者政策課

差止請求事例集

・2013年（平成25年）版

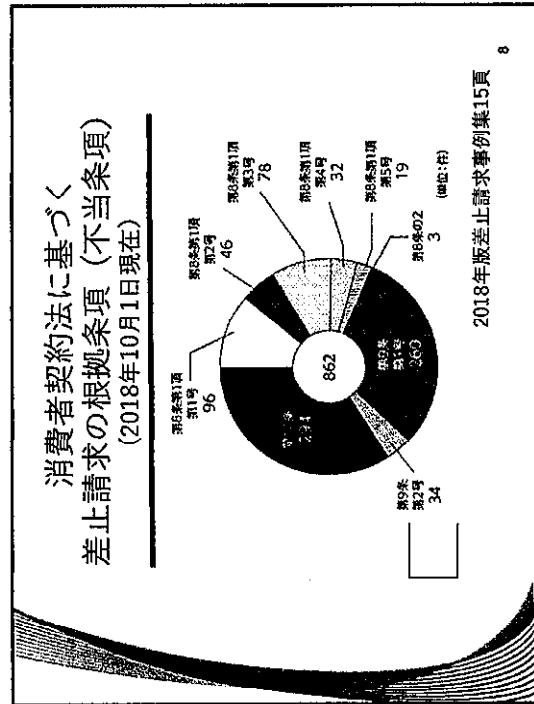
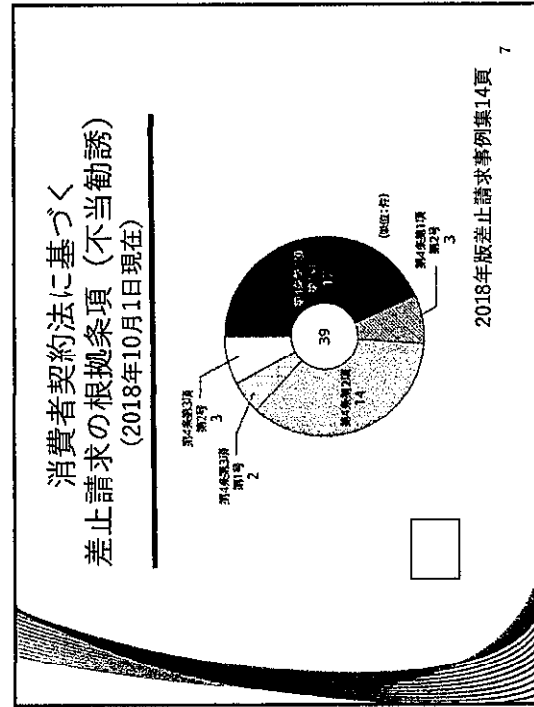
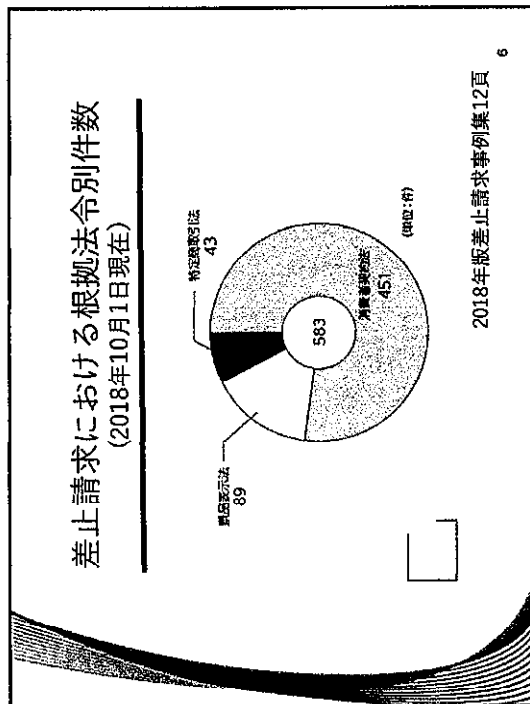
・2018年（平成30年）版

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system/case_examples_of_injunction/



消費者庁
消費者政策課

5



冠婚葬祭互助会解約金条項 使用差止請求訴訟

将来の結婚式や葬式のために毎月一定の月額料金を積み立て、その積立金を使って会員料金により結婚式や葬式を行うという冠婚葬祭互助会契約を消費者が結婚式や葬式を行う前に解約した場合において、積立金のうち一定額を一律に返還しないとする解約金条項の使用差止請求訴訟

冠婚葬祭互助会 特定非営利活動法人
消費者支援機構福岡

9

約款に基づく解約金

- ・セレマ訴訟
 - = 20万円 (月掛金: 2000円 × 100回)
 - = 解約金: 3万4200円
 - = 返金額: 16万5800円
- ・日本セレモニー訴訟
 - = 24万円 (月掛金: 2000円 × 120回)
 - = 解約金: 3万9600円
 - = 返金額: 20万400円
- ・平安閣訴訟
 - = 24万円 (月掛金: 2000円 × 120回)
 - = 解約金: 2万3489円
 - = 返金額: 21万6517円

冠婚葬祭互助会 特定非営利活動法人
消費者支援機構福岡

11

冠婚葬祭互助会解約金条項 使用差止請求訴訟

- ・セレマ訴訟 (京都消費者契約ネットワーク)
 - = 京都地判平成23年12月13日判時2140号42頁
 - = 大阪高判平成25年11月25日判時2187号30頁
 - = 最終平成27年1月20日TKC/DB (一部不受理)
- ・日本セレモニー訴訟 (消費者支援機構福岡)
 - = 福岡地判平成26年11月19日判時2299号113頁
 - = 福岡高判平成27年11月5日判時2299号1096頁
 - = 最終平成28年10月18日TKC/DB (不受理)
- ・平安閣訴訟 (佐賀消費者フォーラム)
 - = 佐賀地判令和元年6月14日
 - TKC/DB

冠婚葬祭互助会 特定非営利活動法人
消費者支援機構福岡

10

「平均的な損害」 (消費者契約法9条1号)

第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 (略)

冠婚葬祭互助会 特定非営利活動法人
消費者支援機構福岡

12

「平均的な損害」の問題点

- ・ 履行利益（逸失利益）
- ・ 信賴利益の範囲
- ・ 立証責任

13

履行利益と信賴利益

- ・ 履行利益（逸失利益）
= 契約が履行されたならば得られたであろう経済的利益
- ・ 信賴利益
= 契約の締結および履行のために支出された経済的利益

14

契約類型と逸失利益

- ・ 1 回給付型契約
= 売 買：中古車販売
= 役務提供：結婚式場予約
冠婚葬祭互助会
- ・ 継続的契約
= 売 買：健康食品定期購入
= 役務提供：携帯電話利用契約
P C 保守契約

15

中古車販売解約料条項差止訴訟 (熊本地判令和元年5月8日判例集未登載)

法は、消費者契約における債務の不履行に対する損害賠償の範囲について何ら規定していないから、消費者契約においても民法416条が適用され、事業者は、消費者契約における消費者の債務の不履行に対して、同条の「通常生ずべき損害」の賠償を請求することができるものと解される。そして、逸失利益（債務者の債務の履行によって債権者に生ずべき利益を得られなくなる）は同条の「通常生ずべき損害」に含まれると解されるから、事業者は、消費者契約における消費者の債務の不履行に対して、逸失利益の賠償を請求することができるというべきである。

法廷調査員団 協賛者代表団
消費者支援機構

16

損害の算定

- ・ 損益相殺
- ・ 契約機会の喪失
- ・ 信賴利益の範囲

17

日本セレモニー訴訟第1審判決 における「平均的な損害」

「平均的な損害」に含まれるとされた費用

- ・ 会員募集に関する費用
 - = 対外、一部のパンフレット、雑誌費、申込書、銀行口座振替依頼書、加入申込、
 - = 対内、一冊のパンフレット、招待状、定款、規約、ミニガイド小冊子の作成費用
- ・ 加入者送付費用
- ・ 会員管理に関する費用
 - = 口座振替費用等の月謝金の徴収に要する手数料
 - = 会報誌の印刷及び配布に要する費用
 - = 会報誌送付費用

「平均的な損害」に含まれないとされた費用

- ・ 会員募集に関する費用
 - = 会員募集のために必要な人件費
 - = 会費募集のための会費集約費、地代・家賃、水道光熱費等
 - = 会費募集物の発送集約費、地代・家賃、水道光熱費等
 - = 一冊のパンフレットの作成費用
- ・ 会員管理に関する費用
 - = 会員管理のために必要な人件費
 - = 会報誌の発行に要する費用
 - = 会報誌の印刷及び配布に要する費用
 - = 会報誌の印刷及び配布等の費用
- ・ 逸失利益

損害賠償を請求する者、損害賠償を請求する者

消費者支援機構福岡

18

日本セレモニー訴訟控訴審判決 における「平均的な損害」

「平均的な損害」に含まれるとされた費用

- ・ 会員募集に関する費用
 - = 対外、一部のパンフレット、雑誌費、申込書、銀行口座振替依頼書、加入申込、「ご加入のみなさまへ」、
 - = 対内、一冊のパンフレット、招待状、定款、規約、ミニガイド小冊子の作成費用
- ・ 加入者送付費用
- ・ 会員管理に関する費用
 - = 口座振替費用等の月謝金の徴収に要する手数料
 - = 会報誌の印刷及び配布に要する費用
 - = 会報誌送付費用

「平均的な損害」に含まれないとされた費用

- ・ 会員募集に関する費用
 - = 会員募集のために必要な人件費
 - = 会費募集のための会費集約費、地代・家賃、水道光熱費等
 - = 会費募集物の発送集約費、地代・家賃、水道光熱費等
 - = 一冊のパンフレットの作成費用
- ・ 会員管理に関する費用
 - = 会員管理のために必要な人件費
 - = 会報誌の発行に要する費用
 - = 会報誌の印刷及び配布に要する費用
 - = 会報誌の印刷及び配布等の費用
- ・ 逸失利益

損害賠償を請求する者、損害賠償を請求する者

消費者支援機構福岡

19

「平均的な損害」の立証責任 (最判平18・11・27民集60巻9号3437頁)

平均的な損害及びこれを超える部分については、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、違約金等条項である不返還特約の全部又は一部が平均的な損害を超えて無効であると主張する学生において主張立証責任を負うものと解すべきである。

損害賠償を請求する者、損害賠償を請求する者

消費者支援機構福岡

20

事実上の推定

- ・相手方事業者の主張する「平均的な損害」の額が消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えることを消費者が蓋然性の高い経験則に基づいて立証した場合において、相手方事業者の主張する「平均的な損害」の額は同種の事業者に生ずべき平均的な損害を超えるものとの一応の推定が働くものとする考え方
- ・自由心証主義の枠内における推定であり、立証責任の転換が生じるものではない



消費者庁
消費者政策推進課

21

「消費者契約法改正に向けた
専門技術的側面の研究会」
報告書（2019年9月）(1)

①推定規定を設ける考え方
=消費者が、消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額を立証した場合に、その額が当該事業者に生ずべき平均的な損害の額と推定される旨の規定を設ける

②積極否認の特則を設ける考え方
=消費者または適格消費者団体が「平均的な損害」を超えるものとして主張した場合において、これを否認する相手方事業者は、相当の理由がある場合を除いて、自己の主張する「平均的な損害」の算定根拠を明らかにしなければならない旨の規定（積極否認の特則）を設ける



消費者庁
消費者政策推進課

22

「消費者契約法改正に向けた
専門技術的側面の研究会」
報告書（2019年9月）(2)

③文書提出命令の特則を設ける考え方
=解約料（違約金）等が「平均的な損害」を超える蓋然性が相当程度高いと認められる場合において、裁判所は、適格消費者団体の申立てにより、事業者に対し、営業秘密が含まれこれことの証明がなされた書類等については第三者に開示してはならない旨を決定により命ずるものとしたうえで、「平均的な損害」の立証に必要な書類等の提出を命ずることができる旨の規定を設ける

④実体法上の資料提出請求権を付与する考え方
=適格消費者団体が解約料（違約金）等の条項等の差止請求権行使する場合において、当該解約料（違約金）等が「平均的な損害」を超える蓋然性が相当程度高いと認められるときは、当該適格消費者団体は、事業者に対し、「平均的な損害」の立証に必要な情報の開示を請求することができる旨の実体法上の規定を設ける



消費者庁
消費者政策推進課

23

第9回 消費者の集い

参加無料

コロナで中止!キャンセル料高い?

コロナで収入激減!ローンが払えない!

高齢の親への便乗詐欺が心配



新型コロナ禍の消費者問題

〈内容プログラム〉

- I. 報告「冠婚葬祭互助会解約料をめぐる差止裁判について」
弁護士 福島和代
- II. 報告「消費者相談の事例から」
消費生活相談員の会さが
- III. 講演「新型コロナと消費者問題」
佐賀大学経済学部教授 岩本 諭



【車で越しの方へ】

- ・会場内の駐車場、または唐人南パーキングをご利用
- ・~~駐車券をお持ちください。無料券をお渡しします。~~

【参加にあたってお願い】

- ・マスク着用をお願いします
- ・3密を避けて着席ください
- ・体調の良くない方、発熱のある方はご遠慮下さい。

日時 2020年10月12日(月)10~12時

※終了後 12時~13時 **消費者110番**
(法律専門家が個別相談に応じます)

会場 佐賀商ビル4階 市民活動プラザ小・大会議室
(佐賀市白山2丁目1-12 佐賀商ビル)

主催



適格消費者団体・特定非営利活動法人

佐賀消費者フォーラム



問い合わせ・申し込み ※参加人数集約のため事前にご連絡下さい

TEL 0952-37-9839 FAX0952-37-9859

E-mail scf@forest.ocn.ne.jp

切り取り

10月12日消費者の集い「新型コロナ禍の消費者問題」参加申込 締切10月5日

お名前		消費者110番	相談希望	する	しない
所属団体		ご連絡先			

※記入された個人情報は当企画の目的のみに使用させていただきます

■2020.10.12消費者のつどい 参加者アンケートまとめ

参加	32
回答	20

Q1.年齢	20代	0	0%
	30代	0	0%
	40代	5	25%
	50代	6	30%
	60代以上	9	45%
Q2.性別	男性	5	25%
	女性	15	75%
	その他	0	0%
	回答しない	0	0%
Q3.参加動機	・タイトルに興味	6	30%
	・講師に引かれた	2	10%
	・チラシの内容を見て	6	30%
	・その他	2	10%
Q4.どこで知りましたか	・チラシ	9	45%
	・ポスター	0	0%
	・ホームページ	0	0%
	・口コミ	8	40%
	・その他	3	15% ・会報、・生協のミーティング
Q5.本日の内容は？	良かった	18	90%
	ふつう	2	10%
	期待した内容と違った	0	0%
Q6.感想・意見など	・内容は難しい部分もありましたが、一消費者としての心構えという点では、参考になることもいろいろありました。 ・タイムリーで良い話が聞けました。・コロナ過で今まで考えられなかった問題が出てきました。消費者もさらに賢くならないと、と思います。 ・岩本先生のお話はとてもよかったと思います。消費者とは何者か、を分かりやすく話していただき、ありがとうございました。 ・新型コロナを基に消費者が立ち上がろう。 ・互助会に関しては改めて問題は大きいと思いました。今後も頑張っていたきたいと思います。（自身家族も互助会に入っていました）・コロナに関する消費者相談は身近なことだと思います。・消費者問題の後援は身近な問題から詳しい政治的問題まで非常に参考になりました。 ・訴訟の状況を知ることができてよかった。・消費者問題について、引き寄せて考える機会となりました。 ・知らないことがたくさんあった。親もやはり互助会に入会していて使えずただ持っている。 ・コロナ禍ならではの消費者相談が増加しているのですね。キャンセルや転売、インターネットのトラブル、いろんな情報の中で、賢い消費者になりたいです。 ①福島弁護士「平安閣裁判」の被告側の費用、損害の「相当因果関係が認められる必要あり」の意味がよく分かった。②徳永相談員の新型コロナ禍の実態がよくわかりました。③岩本prof.の話は改めて法の整理という意味で理解できました。 ・今だに電話で互助会のお誘いがあります。断ってはいますが、なんでもよくよく考えてから入らなければ。・コロナによるいろいろな問題、自分ごととして考えていきたいですね。情報をしっかり見極める力を付けたいです。 ・消費者フォーラムのかつどうを知ることができた。・コロナ禍であらゆる問題があるのか自身の勉強にもなった。 ・消費者として情報を知り、しっかり考えていくことが大切であると感じました。 ・身近にある事例の報告だったのでわかりやすく今後の無参考になりました。普段の生活の中で、消費者トラブルが起こりうるということがこんなにもあることを知れました。相談できるところがあるということも広めていきたいです。今回のコロナで消費者が起こしたおかしい行動の理由も理解できました。正確な情報を知らなければならぬと思いました。 ・少し難しく、でもこれから自分の身に起こることなので、ネットの情報に惑わされることなく過ごしていきたいと思いました。・マスク、ティッシュ走り回って買いに行ったこと少し恥ずかしく思いました。 ・互助会に加入しようと考えていました。契約するにあたって改めて検討します。コロナ禍の中で世の中で大変されている人々が行動が求められていると思いました。コロナ禍と消費者との3つの問題について考えさせられる講演でした。 ・難しい話かなと思っていましたが、わかりやすくご説明いただき参加してよかったと思いました。今日はありがとうございました。		
Q7.今後どのような企画に参加したい？	・ネット、子どもがやりそうなこと ・いろいろな角度をお願いします。 ・防災の備えのために、災害後に必要ないろいろな手続きや、生活する上で必要ないろいろな申請や手続き等。 ・これからもタイムリーなテーマでの企画に期待します。		



NEWS LETTER 2020①

2020年9月1日発行
佐賀消費者フォーラム
理事会
TEL 0952-37-9839

1

● 冠婚葬祭互助会の解約料契約約款差し止め請求は福岡高裁控訴で一部勝訴し、さらに上告受理申立しています。

① 平成28年12月佐賀地裁に提訴

「積み立てた会費から差し引かれる解約手数料が高すぎるのでは？」という消費者の声で、冠婚葬祭互助会契約約款の中途解約金条項が平均的損害を上回る違約金を徴収する内容であるため、消費者契約法9条1号、10条により無効、約款使用の差し止めを求めて訴訟を提起しました。

争点として、中途解約について約款の違約金条項が消費者契約法9条1号、10条に反するか。主に、約款の定める解約手数料が消費者契約法9条1号の平均的損害の額を超えるか。を争いました。

原告(当フォーラム)は、個々の契約と関連性ある損害のみが「平均的損害」とであると主張しました。

被告(エヌピーオー平安閣互助会)は、全ての経費の合計額を契約件数で除した額をもって平均的損害と主張しました。

② 令和1年6月第1審判決

■ 消費者契約法9条1号の平均的損害について
平均的損害の算定方法について、「本件については、訴えが提起された直前の1年間である基準年度に生じた費用をもって、被告に生じる損害の額の平均値を算定することが可能である。」としました。

個別の損害費目については、人件費、手数料、電話代、交通費、会報誌作成費用、営業用建物費用、印刷代、加入者証郵送費、月掛金の集金費用、保証料、会報誌作成費用、会員管理費、完納通知費用全てについて、平均的損害と認めました。

■ 消費者契約法10条該当性について
本件解約金条項の定める解約手数料は、消費者契約法9条1号に定める平均的損害の額を超えないため、任意規定による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重するものではない、としました。

③ 判決に不服、福岡高裁へ控訴

【控訴理由】

① 互助会制度についての事実誤認

…「最終的には契約金額(積立金の合計金額)よりも高額な費用を要する儀式的施行を受けるというものである」との認定は、事実誤認である。

② 消費者契約法9条1号の平均的損害についての法令解釈・適用の誤りがある

…「平均的な損害」は、「当該消費者契約の当事者たる個々の事業者が生じる損害の額」の「平均」である。したがって、「平均的な損害」の解釈にあたっては、当該解除と相当因果関係(関連性)のある費目の平均値に限られる。違約金の合意がない場合の契約解約において、損害として相当因果関係が認められない交通費、人件費、広告宣伝費、電話料、営業用建物の使用に関する費用等は「平均的損害」に含まれない。

③ 積立金の運用利益との損益相殺がされていない

… 原判決は、被控訴人が積立金を運用して得た利益を控除せずに損害を認定している。

④ 令和2年5月控訴審福岡判決 一部勝訴、上告受理申立て

■ 解約と損害との間に、民法416条の相当因果関係が認められる必要があるとして、原審よりも平均的損害の範囲を限定し、これを超える契約約款の差し止めが認められました。

【具体的あてはめ】 ア 契約締結前の会員募集に要する費用→平均的損害に含まれない。これら費用のうち、契約締結に至った会員の募集に関する費用に限っても同様。 イ 契約締結に要する費用→平均的損害に含まれる。ただし、営業用建物は含まれない。 ウ 会員管理に要する費用→平均的損害に含まれる。ただし、営業用建物は含まれない。会員募集に関する費用のうち契約に至ったものを除いたものは、平均的損害に含まれない。 エ 解約手続に要する費用→平均的損害に含まれる。 ヲ 消費者契約法10条該当性→該当するとはいえない。

■ 判決は双方が不服とし、上告受理申し立てしました。しかし平安閣互助会側が上告理由書を提出せず、上告は却下されました。

【活動日誌】

令和1年度 11月～令和2年10月

2019年

11月18日 第1回理事会
 12月2日 令和1年度定時総会
 12月3日 事務所移転

2020年

1月27日 第2回理事会
 2月15日 佐賀市消費生活フェアで
 消費者110番、啓発活動
 5月19日 第3回理事会
 6月4日 臨時理事会
 6月22日 第4回理事会
 7月28日 臨時理事会
 8月24日 第5回理事会
 (予定)
 9月5日 適格消費者団体連絡
 協議会
 10月12日 第9回消費者の集い

会費納入の
お願い

令和1年度(令和1年11月～
 令和2年10月分)の年会費納
 入未納の方は10月15日ま
 でに振り込み願います。
 《振り込み先》
 佐賀銀行 鳥栖支店 普通
 口座番号 2044650
 特定非営利活動法人佐賀消
 費者フォーラム

●検討委員会 事業者への申し入れ活動

事業者	申し入れ内容	結果
書籍出版 D社 H29年9月～	書籍を継続購入して完成する模型に ついての表示が、景表法の有利誤認 に当たり、改善を申し入れ。	R1年8月回答、表示の 改善を確認し、R2年6 月申し入れ活動終了。
書籍出版 A社 H29年9月～	書籍を継続購入して完成する模型に ついての表示が、景表法の有利誤認 に当たり、改善を申し入れ。	R1年10月回答、表示の 一部改善されたが不十 分のため再申し入れ。
ペット ショップS社 R1年5月～	猫を購入したその日から下痢をした が返品を応じられず、消費者契約法 違反。契約書内容の改善を申し入れ。	R1年7月契約書変更の 回答が届いたが、変更 後を問い合わせ中。
携帯電話 L社 R1年10月～	故障交換時の貸出機の破損による違 約金請求の規約について、消費者の 利益を損ねないか、問合せ書を送付。	R1年12月回答書が届き、 今後の対応について検 討中。

●今泉照代前事務局長が消費者担当特命大臣
功労賞を受賞されました

山口知事の隣で今泉さん

昨年まで事務局長を
 続けられた今泉照代
 さんが、長年の佐賀
 消費者フォーラムで
 の適格消費者団体認
 定や消費者問題の啓
 発活動に対して表彰
 を受けました。写真
 は8月7日佐賀県知事
 との受賞報告会の時
 の様子です。

●役員・事務局と事務所移転のお知らせ

昨年12月の定時総会で
 決まった理事と事務局
 を紹介します。

理事長 岩本 諭
 副理事長 福島和代
 理事 徳永智子
 理事 久保山且也
 理事 福井健一
 監事 和田修一
 事務局長 牧 興道
 事務局 力武聡一郎

よろしくお願いします。



(新事務所住所) 〒840-0804佐賀市神野東4-1-31
 アパートメント12-103号室
 コープさが生協本部(佐賀市開成)にあった事
 務所が上記に移転しました。事務局長は毎週火
 曜日と木曜日に事務所に常駐しています。
 電話0952-37-9839は常時平日9時～18時受付。